助成事業は、令和６年度で終了しました
※現在、助成事業は実施しておりません

資料 10

西東京市

記 者 会 見 資 料
令 和 5 年 2 月 20 日

自転車用ヘルメット購入費用助成事業

～購入費用の一部を助成します～

１　目的

道路交通法の改正により、令和５年４月１日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことから、自転車利用時の着用の普及促進及び交通事故に遭った場合の被害を軽減するために、自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成します。

２　助成内容

（1）助成対象者

西東京市に住所を有する全ての方

（2）助成要件

(ア)助成の対象となるヘルメットは、自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された SG マーク認証付き（または同等品）の新品に限ります。

(イ)助成回数は、１人につき１回（１個）まで

（3）助成額

ヘルメット１個につき 2,000 円
（購入価格が 2,000 円未満の場合はその額まで）

※ 助成申請の方法やヘルメットの購入方法等の詳細は、別途、市報、ホームページ等でお知らせする予定です

３　予算額（案）

自転車用ヘルメット購入費用助成金　200 万円

４　その他

法改正に伴い、市職員は業務等で自転車に乗る際は、ヘルメットを着用します。

【問い合わせ先】まちづくり部　交通課（TEL：042-439-4435）